

富田林市こどもの権利条例制定に向けた 各種団体等 WEB アンケート調査 ご協力のおねがい

皆様には、日頃より市政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

富田林市では、市全体でこどもの権利を理解・尊重し、こどもの最善の利益を図りながら、こども一人ひとりの成長を促進する社会の実現に向けて、「富田林市こどもの権利に関する条例」の制定を検討しています。

条例制定にあたっては、こどもや大人、関係団体の皆様の声を幅広くお聴きし反映することが重要であることから、こども・大人・関係団体に対してアンケートを実施することとしております。

各種関係団体等の皆様におかれましては、平素よりこどもたちの近くにおいて活動されていることから、こどもたちの現状や、日々感じておられる課題についてお聴きし、条例制定の基礎資料とさせていただきます。お忙しいところ大変恐縮ですが、アンケート調査へのご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年9月 富田林市

◇ご記入にあたってのお願い

- それぞれの設問について、個人を特定できない範囲でできるだけ具体的に回答してください。
 - 回答にあたっては、貴施設・団体が日頃、主として活動の対象としている年齢のこどもやその保護者のことについてご回答ください。
 - 「こども」の記載について、子どもの権利条約では、「子ども」と表記していますが、こども基本法では「こども」で表記されています。今回の調査では「こども」で表記させていただきます。
- このアンケートで「こども」「お子さん」は、0歳から18歳未満でお答えください。
- アンケートにご協力いただきました各種団体等の方に今後追加で調査員によるヒアリング調査をお願いする場合がございます。
 - アンケートは **10月11日(金)まで**にご回答ください。

■この調査はWEBで回答できます。

【WEBの場合】右にある二次元コードまたは下記のURLから専用のページにアクセスしてください。

<https://●●●●●●●●●●●●●●●●>

【メールの場合】Word ファイルに直接入力の上、下記の問い合わせ先へメールでご提出ください。



◇調査に関するお問い合わせ先

富田林市 こども未来部 こども政策課 政策係
TEL：0721-25-1000（内線 291）/FAX：0721-24-8976
mail：k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

はじめに、貴施設・団体について教えてください。

施設・団体名	
記入者氏名	
活動・事業の主な内容	
問い合わせ先	住所： 電話： mail：

1 こどもの状況について

問1 貴施設・団体のこどもについて、日ごろの活動を通じて、こどもの状況で何か気になっていることがあれば教えてください（あてはまるものすべてに○）。

1 家族との関係性について	7 貧困について
2 虐待について	8 障がいのあるこどもについて
3 学校での生活について	9 外国につながるこどもについて
4 ひきこもりや不登校について	10 こどもの性犯罪・性暴力について
5 居場所について	11 その他（ ）
6 ヤングケアラーについて	12 特に気になることはない

（自由記載欄）上記で回答した選択肢について、具体例や問題とを感じる点などについて記入してください。

問1の番号	内容

※気になる点が多い場合は欄を増やして、ご記入ください。

2 こどもに対する支援の状況・課題について

問2 貴施設・団体では、こどもやその家庭に対して、具体的にどのような支援を行っていますか。

問3 貴施設・団体では、こどもやその家庭に対するアプローチについて、工夫されている点がありますか。

問4 他施設・団体や市（教育や福祉等）との連携・交流において、どのような課題がありますか。また、連携・交流したいと考えている機関などがありますか。

3 こどもの権利について

問5 あなたは、「こどもの権利」について聞いたことがありますか。また、内容をどの程度知っていますか。(1つに○)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 詳しく知っている | 3. 聞いたことがある |
| 2. 知っている | 4. 聞いたことはない |

問6 「こどもの権利」には、次のようなものがあります。あなたが知っている「こどもの権利」を選択肢の中から選んでください。(あてはまるすべてに○)

1. こどもはどんな理由でも差別されない(差別の禁止)
2. こどもの命が守られ、成長できる(生存・発達の権利)
3. こどもに関することについては、大人はそのこどもにとって最も良いことを優先する(こどもの最善の利益の優先)
4. こどもは自分に関することについて、自由に意見をいう(あらわす)ことができ、おとなはそれを尊重する(こどもの意見の尊重)
5. こどもはあらゆる暴力から守られる(暴力からの保護)
6. こどもは教育を受ける権利がある(教育を受ける権利)
7. こどもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利がある(遊ぶ権利)
8. こどもは自由に考え、思い、選ぶことができる(思想・良心の自由)
9. その他 ()
10. 特になし

問7 あなたやあなたの周りで、守られていないと思う「こどもの権利」を選んでください。(あてはまるすべてに○)

1. こどもはどんな理由でも差別されない(差別の禁止)
2. こどもの命が守られ、成長できる(生存・発達の権利)
3. こどもに関することについては、大人はそのこどもにとって最も良いことを優先する(こどもの最善の利益の優先)
4. こどもは自分に関することについて、自由に意見をいう(あらわす)ことができ、おとなはそれを尊重する(こどもの意見の尊重)
5. こどもはあらゆる暴力から守られる(暴力からの保護)
6. こどもは教育を受ける権利がある(教育を受ける権利)
7. こどもは休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利がある(遊ぶ権利)

- 8. こどもは自由に考え、思い、選ぶことができる（思想・良心の自由）
- 9. その他（ ）
- 10. 特になし

問8 あなたが「こどもの権利」と聞いて、思い浮かべるイメージをひとつ教えてください。

- 1. 人間らしく生きるために必要なもの
- 2. 大人と同じく認められるもの
- 3. 成長するにあたり役立つもの
- 4. イメージが浮かばない、わからない
- 5. その他（ ）

問9 貴施設・団体では普段こどもと関わったり、支援するときに、「こどもの権利」を意識して関わっていますか。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 意識している（問10へ） | 3. あまり意識していない（問11へ） |
| 2. 少し意識している（問10へ） | 4. 意識していない（問11へ） |

問10 問9で「1.意識している」、「2.少し意識している」と回答した方へ
どのような権利を意識していますか。（自由記述）

問 11 貴施設・団体では、こどもの意見表明権と関係するような取組をされていますか？
ありましたら、内容についてお聞かせください。

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1. 取り組んでいる | 4. 取り組む予定はない |
| 2. 一部取り組んでいる | 5. その他 |
| 3. まだ取り組んでいないがこれから
取り組みたい | |

問 12 貴施設・団体では、「こどものセーフガーディング」（たとえば、団体内における大人からこどもへのハラスメント対策として、ガイドラインの策定、相談・連絡先の指定とこどもたちへの伝達、ボランティアスタッフへの研修・注意喚起等）について取り組んでいますか？

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1. 取り組んでいる | 4. 取り組む予定はない |
| 2. 一部取り組んでいる | 5. その他 |
| 3. まだ取り組んでいないがこれから
取り組みたい | |

問 13 こどもの権利に関する条例を制定し、こどもの参加を促進したり、こども施策の充実をはかったりすることに関して、期待することは何ですか？（自由記述）

問 14 「(仮称) 富田林市こどもの権利条例」全般についての御意見をご記入ください。（自由記述）

問 15 最後に、アンケートにご協力いただきました各種団体等の方に、今後追加で調査員によるヒアリング調査をお願いする場合がございます。調査にご協力いただくことはできますか。手法としては対面でのヒアリングまたはグループインタビュー、Zoom などを活用した調査を予定しています。

なお、貴施設・団体にヒアリング調査を実施する場合、改めて本市よりご連絡させていただきます。

-
- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. いずれも対応可能 | 4. Zoom のみ対応可能 |
| 2. 対面のみ対応可能 | 5. その他の手法であれば対応可能
() |
| 3. グループインタビューのみ対応可能 | 6. いずれも対応は困難 |

調査は以上で終了です。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。